

## 遺言書による相続手続のご案内

〈説明1〉

項目	ご説明	補足
1 ご依頼人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言執行者</li> <li>・遺言執行者の選任がない場合は当行預金受遺者</li> </ul>	
2 ご提出していただく書類	① 相続手続依頼書	②③の書類提出後、相続センターから郵送いたします。
	② 遺言書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言保管制度（法務局）の利用がない自筆証書遺言の場合は、検認手続（家庭裁判所）が必要です。</li> <li>・家庭裁判所で遺言執行者を選任した場合は、遺言執行者選任の審判書謄本も必要です。</li> <li>・遺言公正証書は、謄本または正本をご提出ください。</li> </ul>
	③ 遺言者が亡くなられたことが確認できる書類	法定相続情報一覧図の写し（法務局）、または戸籍（除籍）謄本をご提出ください。
	④ 遺言執行者または当行預金受遺者の印鑑証明書	「相続手続依頼書」の日付から起算して6か月以内に発行されたものをご提出ください。
	⑤ 遺言者の通帳・証書等	
	※お取引内容によっては、上記以外の書類のご提出をお願いする場合があります。	
3 「相続手続依頼書」のご記入内容	① 日付欄	依頼書記入日をご記入ください。
	② 相続代表者欄	代表者の方は、該当する関係にチェックいただき、おところ、おなまえ、実印による捺印をお願いします。
	③ 相続手続方法欄	「1. 遺言による手続」を指定してください。
	④ 受取方法の選択欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続預金等の受取方法の該当項目にチェックいただき、お振込みの場合は、振込先の金融機関名、支店名、預金科目、口座番号、口座名義人（カタカナ）を記入してください。</li> <li>・現金でお受取りの場合は別途受領書をご提出いただきます。</li> <li>※マル優扱い預金等にかかる追徴金または税金が発生した場合は、払戻金より差し引きいたします。</li> </ul>
	⑤ 取引明細および承継一覧欄（裏面）	
4. その他ご連絡事項	ご用意いただく書類は原本をご提出ください。当行で写しをとり、原本をご返却いたします。	

株式会社 三十三銀行